

【協議事項】

(1) 福祉有償運送の登録申請（新規）について

令和6年2月26日

雄武町地域公共交通活性化協議会

自家用有償旅客運送

■ 登録申請書

□ 更新登録申請書

北見 運輸支局長 殿		申請年月日		年 月 日				
申請者等	住所	〒 098 - 1702 北海道紋別郡雄武町字雄武376番地1		フリガナ	ササキ ヒロツグ			
	フリガナ	シヤカイフクシホウジン オウムチヨウシヤカイフクシキョウキカイ		担当者氏名	佐々木 宏次			
	名称	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会		担当者所属	雄武町立特別養護老人ホーム雄愛園			
	フリガナ	カイチヨウ ナカジマ カツヤ		TEL/FAX	0158-84-2772/0158-84-2435			
	代表者名	会長 中島 克弥		E-mail アドレス	h-sasaki@oumu-yuuaien.com			
登録年月日	年 月 日	登録番号	第 号	種別	<input type="checkbox"/> 交通空白地有償運送 ■ 福祉有償運送			
登録事項等								
路線又は運送の区域	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地			キロ程			
		起点			km			
	終点							
	(主な経過地)							
	起点			km				
終点								
(主な経過地)								
<input type="checkbox"/> 別紙1のとおり								
運送の区域		雄武町						
事務所	名称	雄武町社協ホームヘルプサービスセンター		位置	北海道紋別郡雄武町字雄武376番地1			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回 転 シート車	セダン等	バス	合計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
	所有		4					4
	() () () () () () () () () ()		(3)					(3)
持込		※	※	※	※	※	※	※
() () () () () () () () () ()								() ()
軽自動車は、()内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。								
<input type="checkbox"/> 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)								
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅 客 の 範 囲						
	交通空白地有償運送	<input type="checkbox"/> 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者						
	福祉有償運送 (<input type="checkbox"/> 複数乗車を行う) (<input type="checkbox"/> 観光客を含む) (<input type="checkbox"/> 来訪者を含む)	■ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
		■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者						
		■ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者						
■ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者								
■ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者								
■ 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者)								
■ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
路線又は運送区域ごとの対価の額	別紙のとおり							
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称				住所			
	名称				住所			

運送しようとする旅客の範囲

○身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

- ・この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者

- ・この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

○障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者

- ・障害のうち、知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

○介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

- ・介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定を受けなければならない。

○介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

- ・予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定を受けなければならない。

○介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

- ・厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者

○その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

身体障害者福祉法第4条による別表（身体障害の範囲）

- 1 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - (1) 両眼の視力（万国試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）がそれぞれ0.1以下のもの
 - (2) 一眼の視力が0.02以下、他眼が0.6以下のもの
 - (3) 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - (4) 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 2 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 - (1) 両耳の聴力損失がそれぞれ60デシベル以上のもの
 - (2) 一耳の聴力損失が80デシベル以上、他耳の聴力損失が40デシベル以上のもの
 - (3) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
 - (4) 平衡機能の著しい障害
- 3 次に掲げる音声機能又は言語機能の障害
 - (1) 音声機能又は言語機能のそう失
 - (2) 音声機能又は言語機能の著しい障害で、永続するもの
- 4 次に掲げる肢体不自由
 - (1) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - (2) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節で欠くもの
 - (3) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - (4) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (5) 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの
 - (6) 前各号に掲げるものの外、その程度が前各号に掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 5 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められたもの

身体障害者福祉法施行令

（政令で定める障害）

第36条 法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする

- 1 ぼうこう又は直腸の機能
- 2 小腸の機能
- 3 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- 4 肝臓の機能

雄武町社協ホームヘルプサービスセンター
福祉有償運送 料金表

距離制（片道）	
距離	料金
2kmまで	400円
4kmまで	600円
6kmまで	800円
8kmまで	1,000円
10kmまで	1,200円
12kmまで	1,400円
14kmまで	1,600円
16kmまで	1,800円
18kmまで	2,000円
20kmまで	2,200円
22kmまで	2,400円
24kmまで	2,600円
26kmまで	2,800円
28kmまで	3,000円
30kmまで	3,200円
32kmまで	3,400円
34kmまで	3,600円
36kmまで	3,800円
38kmまで	4,000円
40kmまで	4,200円
42kmまで	4,400円
44kmまで	4,600円
46kmまで	4,800円
48kmまで	5,000円
50kmまで	5,200円
以後、2kmを超えるごとに 200円加算	

+

待ち時間	
時間	料金
30分まで	300円
60分まで	600円
90分まで	900円
120分まで	1,200円
150分まで	1,500円
180分まで	1,800円
以後、30分を超えるごとに 300円加算	

☆備考

- ・要支援や要介護、障がい者など移動が困難な方が対象です。
- ・距離制は片道の料金となります。
- ・待ち時間は降車後、その場で待機した場合に発生します。

自動認可運賃・料金表（北見 B 地区）

常呂圏（訓子府町、置戸町、北見市（ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧留辺蘂町及び旧常呂町の区域に限る。）、佐呂間町）、網走市、美幌圏（大空町、美幌町、津別町）、斜里圏（斜里町、清里町、小清水町）、紋別市、西紋別圏（滝上町、興部町、西興部村、雄武町）、遠軽圏（遠軽町、湧別町）

普通車

	距離制運賃		時間制運賃		時間距離併用制運賃及び待料金
	初乗運賃	加算運賃	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.4km 610円	285m 80円	30分 3,070円	30分 3,070円	1分45秒 80円
A 運賃	1.4km 600円	290m 80円	30分 3,020円	30分 3,020円	1分45秒 80円
B 運賃	1.4km 590円	295m 80円	30分 2,970円	30分 2,970円	1分50秒 80円
C 運賃	1.4km 580円	300m 80円	30分 2,920円	30分 2,920円	1分50秒 80円
D 運賃	1.4km 570円	305m 80円	30分 2,870円	30分 2,870円	1分50秒 80円
下限運賃	1.4km 560円	310m 80円	30分 2,820円	30分 2,820円	1分55秒 80円

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安

運賃適用地域 ※	距離制運賃		時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃	初乗運賃	加算運賃
札幌 A 地区	1km 426 円	1 km 270 円	5分 480 円	5分 480 円
札幌 B 地区	1km 369 円	1 km 246 円	5分 430 円	5分 430 円
札幌 C 地区	1km 364 円	1 km 237 円	5分 419 円	5分 419 円
札幌 D 地区	1km 406 円	1 km 274 円	5分 485 円	5分 485 円
札幌 E 地区	1km 352 円	1 km 229 円	5分 413 円	5分 413 円
旭川 A 地区	1km 380 円	1 km 238 円	5分 420 円	5分 420 円
旭川 B 地区	1km 415 円	1 km 285 円	5分 539 円	5分 539 円
函館 A 地区	1km 373 円	1 km 270 円	5分 468 円	5分 468 円
函館 B 地区	1km 370 円	1 km 268 円	5分 457 円	5分 457 円
室蘭 地区	1km 392 円	1 km 266 円	5分 459 円	5分 459 円
釧路 A 地区	1km 399 円	1 km 265 円	5分 465 円	5分 465 円
釧路 B 地区	1km 374 円	1 km 286 円	5分 466 円	5分 466 円
帯広 A 地区	1km 385 円	1 km 251 円	5分 443 円	5分 443 円
帯広 B 地区	1km 335 円	1 km 220 円	5分 393 円	5分 393 円
北見 A 地区	1km 339 円	1 km 221 円	5分 391 円	5分 391 円
北見 B 地区	1km 323 円	1 km 208 円	5分 379 円	5分 379 円

※運賃適用地域は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第60号)による。

北海道運輸局 北見 運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

年 月 日

住 所 北海道紋別郡雄武町字雄武376番地1
名 称 社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会
代表者名 会 長 中 島 克 弥

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

雄武町社協ホームヘルプ サービスセンター

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	北見800 さ2867	6	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	
2	北見580 さ4767	4	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	
3	北見580 さ1310	4	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	
4	北見580 あ5931	4	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会 が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区 分	種 類	第1項関係	第3項関係
1	[Redacted]	北海道紋別郡雄武町 [Redacted]	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 第2種	<input checked="" type="checkbox"/> 認定講習	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 認定講習
2		北海道紋別郡雄武町 [Redacted]	<input type="checkbox"/> 大型	<input checked="" type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
3		北海道紋別郡雄武町 [Redacted]	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 第2種	<input checked="" type="checkbox"/> 認定講習	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 認定講習
4		北海道紋別郡雄武町 [Redacted]	<input type="checkbox"/> 大型	<input checked="" type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
5			<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 第2種	<input type="checkbox"/> 認定講習	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習
6			<input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
7			<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 第2種	<input type="checkbox"/> 認定講習	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習
8			<input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
9			<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 第2種	<input type="checkbox"/> 認定講習	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習
10			<input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の口の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

① 交通空白地有償運送

「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者
「その他」・・・(一社)日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した運転者

② 福祉有償運送

「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者
「その他」・・・(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

注3 福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の口の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」・・・社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者
「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者
「その他」・・・

- ①(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者
- ②介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書

社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会 が、申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その乗務員として就任することを承諾いたします。

	氏 名	住 所	資格の種類
1		北海道紋別郡雄武町	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
2		北海道紋別郡雄武町	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
3		北海道紋別郡雄武町	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
4		北海道紋別郡雄武町	<input checked="" type="checkbox"/> 介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
5			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
6			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
7			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
8			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
9			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
10			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
11			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
12			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
13			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
14			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他
15			<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他

注 「資格の種類」欄は、次の区分により該当事項に✓印を記入すること。

「介護福祉士」・・・社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者。

「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者。

「その他」・・・

① (一社)全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了した運転者

② 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

運行管理の責任者就任承諾書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名 社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会

年 月 日

住 所 北海道紋別郡雄武町字雄武1480番地の6

氏 名 久保田 忠直

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称 社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	久保田忠直	北海道紋別郡雄武町字雄武1480番地の6			
2					
3					

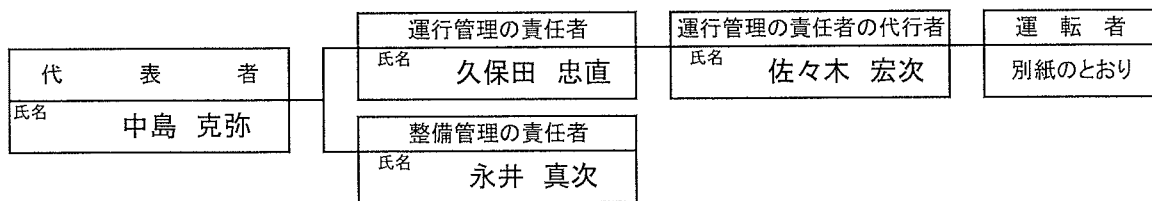
- ・ 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ・ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- ・ 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- ・ 事業者協力型自家有用償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	永井真次	北海道紋別郡雄武町字雄武683番地の1	
2			
3			

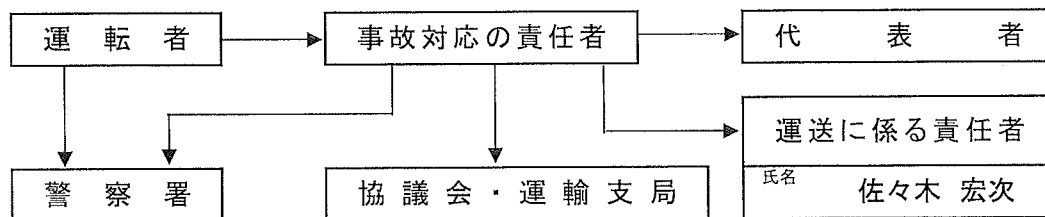
- ・ 事業者協力型自家有用償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



- ・ 事業者協力型自家有用償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2. 事故処理連絡体制



事故対応の責任者: 久保田 忠直

3. 苦情処理体制

苦情処理の責任者: 久保田 忠直

苦情処理の担当者: 永井 真次

北海道運輸局 運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けたときには、道路運送法施行規則第51条の26に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する損害を賠償するための措置を、運送の開始までに講ずることを宣誓いたします。

年 月 日

住 所 北海道紋別郡雄武町字雄武376番地1
氏名又 社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会
は名称
代表者名 会 長 中 島 克 弥

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
1		紋別郡雄武	R4. 10. 4					○			
2		紋別郡雄武	R4. 9. 21					○			
3		紋別郡雄武	R5. 3. 2					○			
4		紋別郡雄武	R5. 3. 31				○				
5		紋別郡雄武	R4. 6. 7					○			
6		紋別郡雄武	H27. 4. 28					○			
7		紋別郡雄武	R2. 8. 5					○			
8		紋別郡雄武	H20. 5. 16				○				
9		紋別郡雄武	R3. 4. 15				○				
10		紋別郡雄武	H28. 3. 10				○				
11		紋別郡雄武	R3. 11. 16				○				
12		紋別郡雄武	R1. 10. 18				○				
13		紋別郡雄武	H30. 8. 9				○				
14		紋別郡雄武	R4. 12. 5				○				
15		紋別郡雄武	R2. 6. 23				○				
16		紋別郡雄武	R3. 1. 18				○				
17		紋別郡雄武	R2. 9. 24				○				
18		紋別郡雄武	R4. 4. 4				○				
19		紋別郡雄武	R5. 1. 27				○				
20		紋別郡雄武	R3. 3. 8				○				

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		ト
21		紋別郡雄武	R4. 1. 13				○				
22		紋別郡雄武	H29. 4. 24				○				
23		紋別郡雄武	R4. 9. 28				○				
24		紋別郡雄武	R5. 7. 19				○				
25		紋別郡雄武	R5. 7. 4				○				
26		紋別郡雄武	R5. 10. 12				○				
27		紋別郡雄武	R5. 9. 20				○				
28		紋別郡雄武	R5. 7. 4				○				
29		紋別郡雄武	H15. 4. 1	○							
30		紋別郡雄武	R4. 5. 13	○							
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会

身体障害者		人数	要介護認定者		人数
6 級			要 介 護 1		18
5 級			要 介 護 2		3
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		1
1 級		2	合計		22
合計		2	要支援認定者		人数
			要 支 援 1		3
			要 支 援 2		3
			合計		6
精神障害者		人数	基本チェックリスト該当者		人数
3 級					
2 級					
1 級					
			合計		
合計			その他の障害を有する者		人数
知的障害者		人数	肢体不自由		
軽 度			内 部 障 害		
中 度			知的障害（認定者を除く）		
重 度			精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計			合 計		
総合計					30